

はじめにお読み下さい

1-1. はじめに

当社製品（以下、ドライバとする。）製品は、一般産業機器をご使用いただくためにつくられております。

従いまして、下記の点に十分ご留意ください。

- ◆ 設置、組み付けおよびご使用の前に必ず「取扱説明書」をよくお読みのうえ、正しくご使用ください。
- ◆ ドライバの改造・加工は行わないでください。
- ◆ 極めて高い信頼性・安全性が必要とされ、その製品の故障や誤動作が直接人命に関わるような下記の用途には、取扱説明書記載の製品をご使用にならないでください。

用途例：【航空宇宙機器、生命維持に関わる医療機器、燃料制御、原子力制御、輸送機器、各種安全装置など】

1-2. 安全にお使いいただくために

ここに示した注意事項は、当社ドライバを安全に正しくお使いいただき、お使いになる人や他の人への危害や財産への損害を未然に防止するため、必ずお守りいただきたいことを説明しています。

1-2-1. 警告

- ◆ 塵埃の少ない所で可燃物、腐食性ガス、引火性ガスの無い所、及び金属粉等導電体、油、水、虫などが内部に入らない場所に設置して下さい。
- ◆ 振動や衝撃の激しい場所への設置は避けて下さい。
- ◆ ドライバは、筐体内に設置して下さい。
- ◆ ドライバの周囲温度は当社「取扱説明書」記載の範囲内で使用して下さい。
- ◆ モータの温度は電圧とモータの回転数と駆動デューティにより変化しますが、概ね高速運転の時間が長い場合熱くなり易いので、モータ仕様の範囲を超えないように充分注意して下さい。
- ◆ 設置・点検作業等は、適切な有資格者が実施して下さい。
- ◆ 分解・改造はしないでください。保証できません。
- ◆ 接続は、正確・確実に行って下さい。
- ◆ 一次-二次間が強化絶縁された電源をご使用下さい。
- ◆ ドライバは、指示された使用電圧範囲内でご使用ください。瞬間最大印加電圧及び、脱調したときなどにモータからの逆起電力により異常に電源電圧が上昇することがあります。各ドライバの仕様に注意してご使用下さい。
- ◆ 電源OFF時・ドライバの保護機能が働いた時は、モータの保持力が無くなります。保持力が必要な場合は、位置保持機構を付加して下さい。
- ◆ 異常が発生した場合は、ただちに電源をお切り下さい。

1-2-2. 注意

- ◆ 電源をONしている時は、可動部・モータ・ドライバに触れないで下さい。
- ◆ 電源OFF後、モータ・ドライバに触れる場合は、高温になつてない事を確認して下さい。
- ◆ 仕様値を越えて使用しないで下さい。
- ◆ ドライバの周囲は通風のため他の機器から10mm以上空間を空けて設置して下さい。
- ◆ 入出力信号の配線はモータ、電源の配線とは分離して配線して下さい。また、近くに高圧電源、リレー、高周波源等のノイズ源がある場合、誤動作の原因になる場合がありますので、注意して配置して下さい。
- ◆ 本器の消費電流はスイッチング動作による変動（リップル電流）が、ありますので、できるだけ電源の近くに配置し太い線材を使って配線して下さい。

1-3. 取扱説明書に関する注意事項

- ◆ ドライバの機能を十分に発揮させる為、ご使用前に「取扱説明書」を最後までお読みいただき、正しくお使い下さい。
- ◆ 「取扱説明書」に記載されている注意事項は遵守願います。「取扱説明書」に既定した以外の使用方法につきましては、安全性を保証しかねますので、ご了承下さい。
- ◆ 「取扱説明書」の内容は、製品のバージョンアップや使用方法の追記などによって、将来予告なしに変更される場合があります。変更については、「取扱説明書」の改版によって行います。
- ◆ 「取扱説明書」の図は、一部省略または、抽象化している場合があります。
- ◆ 「取扱説明書」の一部または全部を当社の許可なく、転載・複写することをお断りします。
- ◆ 「取扱説明書」の内容に関して、不審な点や誤り、記載漏れなどにお気づきの際は、当社までご連絡をお願い致します。

1-4. 保証について

1-4-1. 無償保証期間

- (1) ドライバの保証期間は、「お買い上げ後1年」もしくは「当社出荷日より18ヶ月」とさせていただきます。
- (2) 当社サービス部門が修復した部分の保証期間は、「修復完了後6ヶ月」とさせていただきます。

1-4-2. 保証範囲

- (1) 保障期間中に当社側の責任により故障が生じた場合は、そのドライバの故

障部分の交換または修理を無償で行わせていただきます。ただし、次に該当する場合は、この保証の対象範囲から除外させていただくものと致します。

- ① カタログ、取扱説明書や仕様書などに記載されている以外の不適当な条件、環境、取り扱い、使用方法などに起因した故障の場合。
 - ② 故障の原因が購入品および納入品以外の理由による場合。
 - ③ 当社以外での改造、修理に起因した故障。
 - ④ その他、天災、災害など当社側の責でない原因による場合。
- (2) なお、ここでいう保証はご購入品および納入品単体による場合。
- (3) 保証範囲は(1)とし、ご購入品および納入品の故障から誘発される二次的な損害（機械・装置の損害または損失、逸失利益など）や機会損失などは、保証対象から除外させていただくものと致します。

1-4-3. 生産中止後の修理期間、補用部品の供給期間（保守期間）

生産中止したドライバにつきまして、生産を中止した年月より起算し、原則として7年間の範囲で修理を実施致します。

また、修理用の主要な補用部品についても、生産を中止した年月より起算し、原則として7年間の範囲で供給致します。

ただし、電子部品等はライフサイクルが短く、調達や生産が困難になる場合も予測され、期間内でも修理や補用部品の供給が困難となる場合があります。詳細は、当社営業窓口へご確認願います。

※ 本内容は、将来予告なしに変更することがありますのでご了承下さい。